

日隆聖人伝補填の一史料

——「寺領屋敷地所当收納日記」について——

小西徹龍

一

日隆聖人の伝記については、未詳の部分が多く、その最大の原因は、関連史料の不足ということである。これは、存在していた史料が滅失してしまったこともあるが、或いは存在している史料に気付かないこともある⁽¹⁾と思われる。

本稿で問題とする「寺領屋敷地所当收納日記」⁽²⁾も、存在は松本日宗上人によって早くから指摘されていたもののみだ検討されていない史料の一つである。

本史料は、尼崎本興寺蔵『御聖教切れ九紙』の中に含まれているものであるが、卷子本に仕立てる際に、関連する断簡を貼り合わせたものである。本稿では、この史料の紹介と若干の検討を加えることによって、日隆聖人伝の不明部分を少しでも明らかに出来ればと思うものである。

まず史料の全文を貼り付け順に掲げると次のようである。

日隆聖人伝補填の一史料

I (本紙縦二五・〇×横四〇・三センチメートル)

(紙継目)

東里外

大東里外一坪 此内多分麦田吉田
夫賃百文 堂米一斗

太子堂米一斗 加米四斗 買主是慶

賣主尼サキ覚道

。直一貫文 覚道ヨリ 一貫五百文ヤスシ

永享二 十二 廿九日

大五坪下田水損所 本米二斗八升 夫賃百文 堂米一斗
菩提寺北頬

加米四斗五升

賣主豊嶋屋二郎四郎

買主京宗明

直五貫文ヨリ 五百文タカシ

応永卅五 二 十八日賣主

半十三坪 本米二斗二升二合八 夕十 地藏
常三 麦田上田 堂免一斗此外

夫賃諸公事無之 加米七斗 買主京千代寿

。直六貫五百文ヨリ五百文ヤスシ

賣主奈良屋衛門二郎 永享二 閏十一 廿八日 賣主奈良屋衛門二郎

(紙継目)

II (本紙縦二五・〇×横二七・九センチメートル)

(紙継目)

加地子二斗納ます

買主京松寿

永享二 十二 二日

東 屋敷小 字延久名^脇 北寺南盛坊ヨリ本役夫諸公事無之

境之道阿弥ノ屋敷より錢百文まで月別の夫錢ニ可出

加地子ハ八斗 買主京千代寿

直八貫文北寺南盛坊ヨリ賣主

永享二 十二 廿五日

西 屋敷一所 賣主彦四郎住

本役諸公事無之 加地子六斗

応永卅五未正長元年^戊申九月八日買得 買主京宗明

南 字大ハ吉麦地

一反小

本米六斗 夫錢二百五十文。

覚道ヨリ

加地子六斗 納ます 買主京松寿

。三貫五百文 覚道ヨリ買 一貫文ヤスシ

覚道方ヨリ直 賣主尼崎覚道 直三貫五百文

永享二 十二 廿九日

日隆聖人伝補填の一史料

日隆聖人伝補填の一史料

北 皆シモ田水損所 本米六斗之外諸公事無之
一反小孫開

直四貫五百文道見ヨリ 五百文タカシ

加地子五斗 応永卅四 四 廿九日 買主 京深円

十二貫文同庄弥三郎兵衛ヨリ買 三貫文タカシ

後地ヨリ段別二百文宛取公事勤之 二反ハ南里外内十四坪一反ハ東里外五坪

二反六十歩 八反田内 本米六斗 加地子一石九斗納ます
一反六十歩ハ吉麦地 応永卅五 二 十二日 買主京宗詮

後地南里外堤頭一反ヨリ二百文東里外ヲトロヨリ百文買主子々孫々夫公事をツトムヘシト云

一反七十歩 ヨコマクラ 本米六斗 加地子八斗五升

〔永享カ〕 買主京千代寿

約束ナリ

(紙継目)

Ⅲ (本紙縦二五・一×横八・九センチメートル)

(紙継目)

同一所 口二丈五尺奥六丈 賣主今倉道祐
道祐ヨリ 加米四斗。直五貫文 一貫五百文タカシ

買主 慶林坊

応永卅四 十 廿六日

此屋敷トモハ賣主其ノママ居タリ仍。預状ヲ皆サセタリ

所用時ハ立料ナシニ何時モタツヘシト

(紙継目)

IV (本紙縦二五・〇×横二八・四センチメートル)

(紙継目)

新別所屋敷諸公事 松鼻分

ちうや一家ニ六十五文者かり六月ト極月ト二度

家見一家ニ六文ツム正月

七月ニめうといせ一家ニ十文ツム
(名頭カ)

八月あらまき一家ニ六文ツム

庄頭の五せつく一家ニ五文ツム五度

極月ニてんやく(点役錢)錢大小不(定カ)□なり

(紙継目)

弥方ヨリ買 買主京松寿 永享三 三 十七日賣主

此地ヲハ面五丈ヲ半分東ヨリヲハ地主ヨリ直ニ可作約束ナレ

トモまつ一円ニアツケタリ半分西ヨリニ加地子四斗ナレトモ三

斗五升トルヘシ東西合七斗也 預状あり

同一所口一丈九尺奥十余丈加米三斗二升 直二貫七百文買取
又二郎方ヨリ賣主

買主 京松寿

永享三 三 卅日

日隆聖人伝補填の一史料

日隆聖人伝補填の一史料

同一所左近三郎賣主口二丈七尺奥六丈 加米三斗五升 直二貫八百文取

永享三 正月 廿五日 買主 京松寿

(紙継目)

V (本紙縦二五・〇×横三・六センチメートル)

(紙継目)

同一所衛門五郎賣主口二丈五尺 奥六丈 加米四斗五升 直五貫文 一貫五百文タカシ

(紙継目)

一一

この史料は、土地あるいは屋敷地を買得していった記録を日隆聖人自身の筆で記したものであるが、断簡部分の貼り合せであるため全容を知ることが出来ない点が惜しまれる。

まず、全体を通覧してみると、

I は、「東里外」という見出しがあり、内容は、永享二年十二月廿九日、永享二年閏十一月廿八日、応永卅五年二月十八日の土地買得の記録である。

II は、永享二年十二月廿九日、永享二年十二月廿五日、永享二年十二月二日、正長元年九月八日、応永卅五年二月十二日、応永卅四年四月廿九日の屋敷土地買得の記録である。

III は、応永卅四年十月廿六日の屋敷買得の記録である。

IVは、「新別所屋敷諸公事 松鼻分」という見出しのある史料で、庄園の名頭や庄頭に年中の折々に金銭を贈った記録と、永享三年三月卅日、永享三年三月十七日、永享三年正月廿五日の屋敷土地買得の記録である。

Vは、IVの背面にある史料で、年時不明であるが、屋敷買得の記録である。
各部分の内容を買得の対象地・価格・売主・買主・年時について整理すると次のようになる。

I

対象地	価格	売主	買主	年時
大東里外一坪 大ヲシヤハマ	二貫文	尼サキ覚道	是慶	永享二・十二・廿九
大五坪下田水損所 大菩提寺北頬	五貫文	豊嶋屋二郎四郎	京 宗明	応永卅五・二・十八
半十三坪 ヲトロ	六貫五百文	奈良屋衛門二郎	京 千代寿	永享二・壬十一・廿八

II

対象地	価格	売主	買主	年時
東屋敷小 字延久名脇	八貫文	北寺南盛坊	京 千代寿	永享二・十二・廿五
西屋敷一所	記載ナシ	彦四郎	京 宗明	正長元・九・八

南 一反小 字まこひらき	三貫五百文	尼崎覺道	京 松寿	永享二・十二・廿九
北 一反小 シモ田水損所 孫開	四貫五百文	道見	京 深円	応永卅四・四・廿九
二反六十歩 八反田内	十二貫文	弥三郎兵衛	京 宗詮	応永卅五・二・十二
一反七十歩 ヨコマクラ シモ田小水損	欠損	欠損	京 千代寿	永享カ欠損
欠損	欠損	欠損	京 松寿	永享二・十二・二

III

対象地	価格	売主	買主	年時
同一所奥六丈 二丈五尺	五貫文	今倉道祐	慶林坊	応永卅四・十・廿六

IV

対象地	価格	売主	買主	年時
同一所奥十丈九尺 口一丈九尺	二貫七百文	又二郎	京 松寿	永享三・三・卅
同一所奥六丈 口二丈七尺	二貫八百文	左近三郎	京 松寿	永享三・正・廿五

欠損	欠損	〇 弥	京 松寿	永享三・三・十七
----	----	-----	------	----------

V

対象地	価格	売主	買主	年時
同一所奥六丈五尺	五貫文	衛門五郎	欠損	欠損

三

前掲の史料から知られることは、買得の対象とした各々の土地について、本米（年貢）、運搬のための夫賃、買得したことにより買主が得ることの出来る加米（加地子）の額などが記されており、更にⅠによれば、太子堂（聖徳太子を祀る堂か）の維持費として米一斗、地藏堂の維持費として米一斗が充てられていること、Ⅱによれば、買主が加地子を得る時には「納ます」を使用することが知られる。

これは室町期に、民衆に米を支給する時には「下行ます」、農民から収納する時には「納ます」を使っていたが、それがこの史料には明記されているわけである。尼崎において、このような「ます」が使われた例として、本興寺近辺にあった大覚寺に伝わる明応五年（一四九六）十月廿二日付「湯浅宗祐田地寄進状」に、「加地子米貳石六斗、枡ハ如来院之納枡」という記事が見えている。⁽³⁾

また買主に「京深円」の名が見えるが、応永三十四年の時点では、これは日隆聖人の修行中の名であると思われるので、聖人自身も土地を購入したものと考えられる。⁽⁴⁾

Ⅲによれば、慶林坊が今倉道祐より屋敷を買得したが、但し書きがあつて、買得したものの加地子四斗を収納し、屋敷には売主がそのまま残つて、買主が所用の時には直ちに立ち退き料なしで出る約束であることが知られる。尚、「慶林坊」は聖人の坊号と同じであり、もし聖人のことであれば、自筆坊号の初見となる。但、Ⅱの史料では「深円」とあり、同じ年に名を使い分けられたのかという疑問は残る。

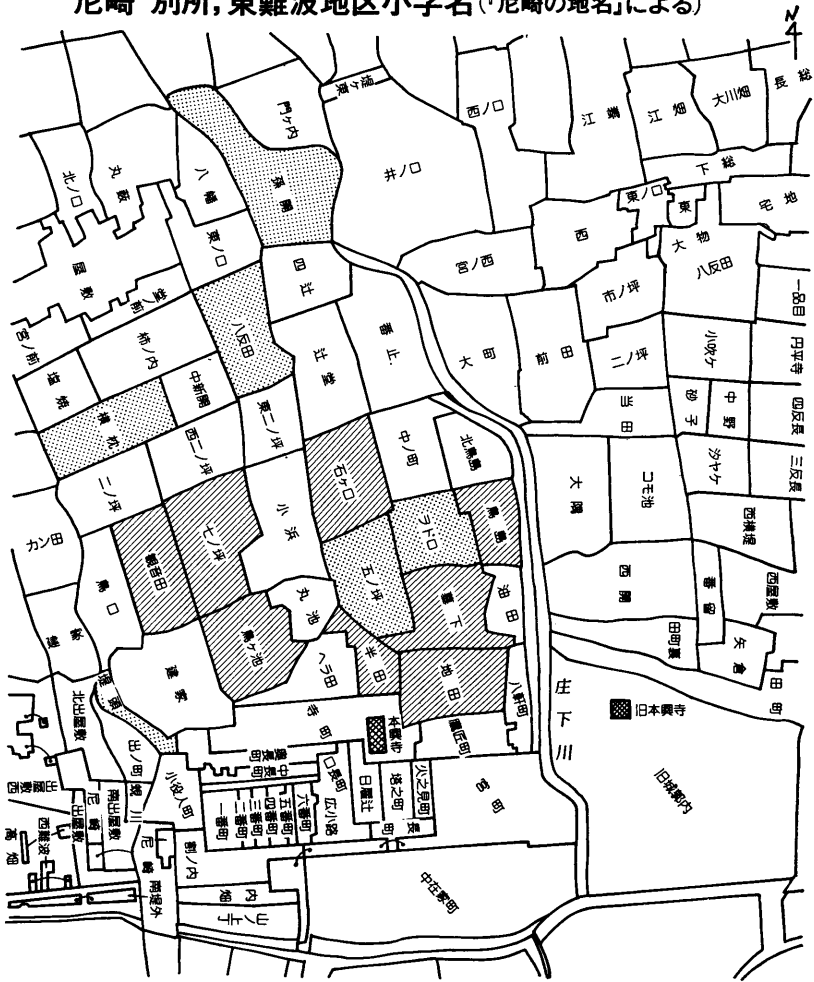
ここで売主の名に注目してみると、尼崎覚道、豊嶋屋二郎四郎という名からして、地元の人物が多いと考えられる。また今倉道祐についてみると、寛正二年（一四六一）八月の「尼崎問丸別所友久請文案」によれば、⁽⁵⁾ 尼崎の問丸である別所友久を東大寺問職に推薦した「道祐禅門」という人物が居たことが記されているが、この道祐が、当時兵庫の有力問丸の一人であつたことが知られ、文安二年（一四四五）の『兵庫北関入船納帳』⁽⁶⁾には度々名が記されている。道祐の姓が不明であるため「今倉道祐」と「道祐禅門」が同一人とは速断出来ぬが、同一人であっても不自然ではないと思われる。

さらにⅡの「境之道阿弥屋敷」とある、道阿弥についてであるが、応永十八年（一四一一）八月十八日付の「僧衆番頭等連署置文案」によれば、道阿弥は、長州御厨の番所司（番頭）の一人であり、またその名前からして時宗門徒であつて、当時の尼崎の有力者の一人であると考えられる。⁽⁷⁾

同じくⅡの史料に売主として見える「北寺南盛坊」とある「北寺」についてみると、現在の地名で北寺を見出すことは出来ない。但、明治四十二年陸地測量部測図によれば、旧長州庄附近、小田村に「北寺」の地名を見出すことが出来る。前の道阿弥が長州御厨の番所司であることを考えあわせると、南盛坊なる人物もこの長州庄に関係があり、

尼崎 別所, 東難波地区小字名(「尼崎の地名」による)

日隆聖人伝補填の一史料



- 収納日記に見える字名
- 明細帳に見える字名

当時「北寺」と呼ばれた寺院が存在したことも考えられよう。

このように当時の本興寺が、尼崎在地の有力者と思われる人々との間で土地屋敷の売買をおこなったことを考えると、日隆聖人側にも相当有力な資産家がいたことが想像されよう。

四

この史料にみえる土地は、現在の尼崎のどのあたりに比定出来るのであろうか。現在の地名と旧字名は全く異なっていることと、小字名が知られても、それが明治以前の小字名ではない場合があるという問題点はあるが、出来るだけ見当をつけてみたい。

Iでは「東里外一坪」「五坪」⁽⁹⁾「十三坪」IIでは、「字延久名脇」「まこひらき」「八反田内」「南里外」「東里外」「ヨコマクラ」などの地名が知られる。「尼崎の地名」によれば、これらの地名は、大字「別所」「東難波」の中の小字名として、別所内に「ヲトロ」「五ノ坪」「堤頭」があり、東難波内に「横枕」「八反田」「孫開」がみられる。史料中にみえる地名と小字名の一致はこれだけであるが、明治十二年調査の『尼崎関係寺院明細帳』をみると、本興寺の部分に境外所有地として次のような記事がみえる。⁽¹⁰⁾

- | | |
|-----------|---------|
| 耕地三反四畝拾貳歩 | 別所村字墓ノ下 |
| 同 九畝廿四歩 | 同 村字地田 |
| 同 菘反五畝拾歩 | 同 村字五之坪 |
| 同 八畝八歩 | 同 村字ヲトロ |

同	六畝貳歩	同	村字鳥島
同	九畝壹歩	同	村字半田
同	四畝貳拾九歩	同	村字観音田
同	貳反貳畝廿五歩	同	村字七ノ坪
同	三反三畝拾貳歩	同	村字鳥ヶ池
同	貳反四畝六歩	同	村字石ヶ口

これらの字名を因によって大字別所内の小字名にあてはめてみると、明治十二年の時点でも別所の大部分に本興寺の寺地があったことが知られる。

ところで「別所」という呼称について、『尼崎の地名』では、「もともと寺院に付属し離れたところにある地で、庵がつくられたり、一所不住の者が住んだり、墓地があったりした。別所村は寺町も含めて、もと本興寺の別所であったとみられる」と記している。⁽¹²⁾

室町時代における本興寺の所在地は、旧尼崎城郭内の地とされ、その後、元和三年の尼崎城築城に際して、現在の寺町に移ったと伝えられている。

戦国時代に尼崎城を構築したのは細川高国であるとされるが、その地は近世尼崎城の本丸の位置にあたり、この城の北方に本興寺があったと伝えられており、推定地点から戦国時代の法華宗の墓石が多く出土したことが、それを裏付けるであろうとされている。⁽¹³⁾

さて応永年間に建立された本興寺の位置が、尼崎城の附近であるとすれば、前述の大字別所の地は庄下川をはさんで西側にあたり、日隆聖人並びに信者達が買得した土地は、創立期の本興寺の境内地というよりは、境外地と考える

方が自然である。^(註)

またⅠ～Ⅴの史料をみる時、いずれも土地屋敷を買得しながらも、その土地を何かの目的に転用するというよりは、加地子を収納していることから、土地等を買得して地主となると同時に、その地を小作に耕作させて、その收穫を得ることが目的ではなかったかと考えられるのである。そのことは、Ⅳの史料に「此地ヲハ面五丈ヲ半分東ヨリヲハ地主ヨリ直ニ作ル可キ約束ナレトモまつ一円にアツケタリ、半分西ヨリニ加地子四斗ナレトモ三斗五升トルヘシ東西合七斗也預狀あり」とあって、買得しても自ら耕すのではなく、預けておいて加地子を収納することが知られ、Ⅱにある「売主子々孫々夫公事ヲツトムヘシト云約束ナリ」の部分からは、Ⅱに記されたこの地の年貢は代々売主に納めさせる約束をしていることが知られる。

またⅣによれば、詳細は不明であるが、一年の中、正月、六月、七月、八月、十二月といった時期や節句の折に在地の有力者に金銭を贈ったり、十二月に年貢にあたる点役銭として銭を納めるなど、土地運営の上で留意すべきことを書き出しているのである。

五

応永二十七年、日隆聖人は尼崎に本興寺を建立したと伝えられている。前掲の「寺領屋敷地所当収納日記」によれば、応永三十四年（一四二七）四月二十九日から永享三年（一四三一）三月三十日にかけて、土地屋敷を買得している。この頃の聖人は、応永三十年迄に本興寺堂宇建立の後、応永三十三年には越中方面の布教をおこない、さらに永享元年本応寺再建と四帖抄の回達をおこない、『妙蓮寺内証相承血脉之次第条目事』を著わして自己の立場を明らか

にし、永享五年には、本応寺を移転して本能寺と改め、永享七年には光長寺日朝聖人と一味法水の盟約を結び、永享八年には、御聖教著述の最初たる『御書文段集』を完成し、永享十一年には河内に巡化するという時期であった。⁽¹⁵⁾

前史料で諸地を買得した人物をみれば、大部分が「京」の字を冠した名であることから、日隆聖人の信者となった京の町衆といわれる人々ではなかったかと思われる。当時の都において、商業面や社会的方面において力と財力を持つていた人々が、聖人の近辺に居ればこそ、港町として栄えていた尼崎の地に着目し、そこに本興寺を建立し、さらに土地を獲得して利潤を得、その利を布教の資とするということが考えられたのではないだろうか。

室町時代の門流間の競争の激しい中で、信仰に生きながら子弟を育て、信者を増やしてゆく為の資金が必要なことは当然のことであり、日隆聖人が、単に学僧としてのみ活動されたのではなく、現実を直視して布教を実践されたことが知られる。最初に述べたように、本史料は断簡のため全容は不明であるが、現存部分の紹介と若干の検討を加えた次第である。

註

- (1) 日隆聖人伝に関する史料については、前に拙著『日隆聖人略伝』（法華シリーズ6）で紹介しているので参照されたい。なお以下同書については『略伝』と略称する。
- (2) この史料の呼称については、関西学院大学名誉教授永島福太郎先生の御教示を得た。尚『略伝』にも本史料を用いて記述しているが、旧稿についての訂正も本稿で行なっておきたい。
- (3) 『兵庫県史』史料編 中世一所収、「大覚寺文書三七」参照。
- (4) 深田の名については『略伝』三五頁以下参照。
- (5) 『尼崎市史』第一巻五六〇頁参照。
- (6) 林屋辰三郎 昭和五十六年 中央公論美術出版。
- (7) 註(5)引用書五六八頁参照。

日隆聖人伝補填の一史料

- (8) 『尼崎の地名』（渡辺久雄 昭和六十年 尼崎市立地域研究史料館）七七頁参照。
- (9) 『地名研究のすすめ』（落合重信 昭和五十八年 国書刊行会）第三章第二節 地名からみた尼崎の歴史、参照。
- (10) 註(8)引用書。
- (11) 『地域史研究』七一（尼崎市立地域研究史料館）四六頁以下参照。明細帳では本興寺と塔頭の所有地を区別して掲げているが、ここでは全て本興寺の所有地として掲げた。
- (12) 註(8)引用書、九二頁参照。本史料Ⅴに「新別所屋敷」とあることから本興寺の別所はこの頃に成立したとは考えられないだろうか。
- (13) 註(5)引用書、六一二頁、六四八頁参照。
- (14) 拙著『日隆聖人略伝』において、本史料から日隆聖人が、本興寺の寺域を拡張する為に信者の援助を得て、寺地を買得ていったと解した部分がある（同書一五六頁）が、現地比定の結果、境内地を拡張するための買得ではなく、境内地以外に土地を求めたと解釈して旧稿の記述を訂正したい。尚、この他にも本稿に記述した年時等で『略伝』と異なる場合は、本稿において旧稿を訂正したものである。
- (15) 註(1)引用書参照。